

絆 里山 障がい者

—— 日本語雑記・続後拾遺 ——

工藤 力男

はじめに

去りし三月、当学部の懇親会に出席したおり、国文学科の人たちとの間で和柄に上ったのが、標題の三つのことばである。かねて気になっていたことばなので、同じ関心をいだく人に巡りあえたことを喜んだ。いずれも扱いにくい対象で、長く執筆をためらっていたのだが、背中を強く押される感じがした。そこで、この連載の最後に、これまで十二篇とは色相も濃淡も異なる記述になることを覚悟のうえで書いてみる。

絆

鴉の鳴かない日はあっても、各種のメディアに「きずな」の登場しない日はない。しかも、メディアの大小・公私・硬軟を問わない。土曜夜、ラジオ第一放送は「きずな、それは人と人との心のつながり」の触れこみで、「きずな歌」という造語の番組を放送する。だが待てよ、絆って、そんな意味のことばだった？

手もとの国語辞書数点の記述は大同小異で、「ほだしと同義」とある。それをよむと、わたしなどは、古今和歌集の哀傷歌「世の憂き目見えぬ山路へ入らむには思ふ人こそ

ほだしなりけれ」、平家物語卷十・維盛入水条の「妻子は無始曠劫くわうけつよりこゝかた以来、生死に輪廻するきづな細なるが故に」などを思いたす。断とうにも断てない繋がりが絆であったはずで、東日本大震災後の盛んな用法とは全く異なる。ことばの意味の変化、用いる場の変化は、近年いよいよ速い。自分の気づかないうちに進んだ「絆」の意味変化の跡をたどりた。

この語が文献に初めて登場したのは、平安時代中期の辞書『和名類聚抄』。「攀けん」の字について、二つの訓、鷹のアシヲ、犬のキヅナがある。現在の辞書、手元にある最新の『新明解国語辞典』第七版（三省堂 2011）をみると、漢字表記「絆」、原義「動物をつなぎとめる綱の意」とし、語義を三分する。「①家族や親しく交わる人とのあいだに生ずる断ち難い一体感」とするのは他書とはほぼ同じだが、続いて②と③がある。

②何らかのきっかけで生じた、今まで比較的疎遠であった者同士の必然的な結び付き。「学校と家庭を結ぶ――現代のペルー人とその祖先との――を深める／日欧間の――（＝修好）を深める／平和への――（＝連帯）を深める」

③元来平等なるべき人間を、理由なく束縛し、分け隔てするもの。階級意識や差別意識など。「心の――（＝先入観。謬見ビュウケン）を解いてくれ」（③はもと誤用にもとづく）

③の語義は他の辞書にはないが、これは作例ではなさそうだ。わたし自身しらない用法であるが、本稿の主題とは直接かかわらないので言及しない。

いま流行の用法は②である。「絆」は室町時代すでに原義では用いられなかったらしく、日葡辞書（邦訳）には、「係累、または拘束。ただし、精神的な事柄にしかり用いられていない。」とある。この語義は、著しく広がっているらしい現代の用法を覆うように思えるが、はたしてそれをこの辞書のように「必然的な結び付き」と称していいものだろうか。

四月、岐阜県図書館の蔵書目録をキーワード「絆」で検索すると、驚くべし、モームの『人間の絆』など九百廿四件にあたった。インターネットのフリー百科事典『ウィキペディア』の検索では、「絆（きずな）は、人と人との結びつきをいう」と定義して、三十年来の映画・小説・歌・テレビドラマ・漫画・テレビゲームなどから、宇宙航空研

究開発機構まであがっている。それらをしらなかつた己れの迂闊さに呆れ、中日新聞のデータベースで十九年前からの出現状況を検索した。各県版を含まない数値を三年ごとに掲げる。昨年の数値はその三年前の二倍を超えるのだから、耳目にふれやすいのは無理もない。この廿年間で十三倍強になったのはなぜだろう。

文化庁国語課や国立国語研究所に寄せられた質問に答える形で編まれた文化庁の「ことはシリーズ」のうち、「言葉に関する問答集」第十七集(1981)に、「きずなが深まる」という言い方は

おかしくないか」という質問がある。それへの回答は、前年(1980)の朝日新聞の隔月一週間分ずつ、しめて八十四日分の記事による報告である。「きずな」廿九例のうち、多くは「強まる／強める／強くする／太い／強い」などと共起するが、「深める／深い」「薄れる／乏しい」も一例ずつみえるという。これは語源意識が薄れたことを意味するのだろう、「絆が深まる」は「関係が深まる」の同義といえそうだ。

現代の社会、特に都会では人間関係が希薄になったとい

年度	1993	1996	1999	2002	2005	2008	2011
件数	118	282	380	663	597	666	1581

われる。年間の自殺者数が三万人をこえ、遺体の引き取り手がない「無縁死」は年間三万二千人に及ぶという(NHKスペシャル取材班編著『無縁社会』文春文庫 2012)。一方、親が亡くなっても役所に届けなかつたり、そのまま親の年金を受給したりしていた事例も多く明るみに出た。百歳以上の行方不明者は三百人近いといわれた。そうした世相への批判として、肉親の絆を尊ぶべしという声もあがったのだといえよう。

三・一一と称される未曾有の災難に対して、内外から人手・物資・資金、弔意・同情・激励などがよせられた。在日米軍は、「トモダチ作戦」と称して困難な救出作業にあたってくれた。その献身的な行動を支えた思想はなんと表現したらいいだろうか。それを「絆」と称すると、先の②の言い換え「連帯」はいいが、語釈の「必然的な結び付き」は自分勝手かつ失礼ではないか。「連帯」以外では、「善意／友情／共感」などいづれを採ってもしっくりしないが、絆よりはましであろう。南島の社会習慣「結ゆい」の思想もある。アウンサン・スウチーさんは、ノーベル賞受賞演説で、世界平和を実現するための努力が、「個人や民族を信頼と友情で結びつけ」我々の社会をいつそう安全で優

しいものになると訴えた、と朝日新聞は伝えている(2012.6.12)。

柴田武・山田進『類語大辞典』(講談社 2002)は、『19102 かかわり』の〔h 名詞の類…コト・サマ〕項で五十九語を八分し、「●つながり」類に「繋がり 結び付き 脈略 絆 鎖 紐帯」の五語、「●縁」類に「縁 縁 縁 縁 縁」など十四語を収めて、「きずな」と「えにし」を別の類においている。近くて遠きは絆と縁。

四月二十八日は沖縄県が米軍の統治下にはいった日である。その日を「屈辱の日」と感じている沖縄県人は、今年その六十年を記憶すべく、本島北端の辺戸岬で四メートルほどの篝火をともし、対する鹿児島県と論島でも同時に点火したという。朝日新聞はそれを「沖縄 絆の火」と題して報じた(2012.4.29)。何かがずれている。

新刊の小森陽一編著『沖縄とヤマト』(かもがわ出版 2012)は「縁の糸」をつなぎ直すために」と副題している。小森さんは、本論の「I 問題提起」を「途切れた「縁の糸」をつなぎ直すために」と題し、その論の末尾近くで、大江健三郎さんがひいた折口信夫の「敗戦後一年の秋」の文章を想起する、として「あ、蛇皮線の糸の途絶え

——。そのやうに思ひがけなく、ぶつとりと——とぎれたやまと・沖縄の民族の縁の糸——」を掲げている。絆の用法に対する小森さんの批判があるとみるのは欲目だろうか。

地球を一つの宇宙船と見なす考えかたがある。お隣さんも外国人もない、たまたま乗りあわせただ同じ人類にすぎないとするのである。船内に苦しみむ人がいたら、親身になって考え、行動するのは自然な人情であり態度である。袖擦りあうも他生の縁。

小杉建治『絆』(集英社 1987)は、第四十一回・日本推理作家協会賞の長篇部門賞受賞作である。内容は、殺人事件の被告人を巴に縛っていた絆を一弁護士が解き放つという、全篇が法廷場面の、四半世紀前の作品である。

昨年末、漢字検定協会が選んだ「今年の漢字」は「絆」であった。それを報ずる朝日新聞(12.13)には、東京大学名誉教授山口明穂さんの談話をのせ、その趣旨を野線で囲んで「語源は馬引く綱 最近はプラスチック増える」としてゐる。同日の『The Japan Times』紙には、「kizuna (bond)」とあった。

『人間の絆』と訳されたモーム前半生の自伝的長篇『Of

「Human Bondage」(1915) は、スピノザの『エチカ』第四部の章の名からとったと作者が書いている。Bondageには「束縛、屈従」の意の訳語こそがふさわしい。これについて、岩波文庫版『人間の絆』の解説(2001)で訳者の行方昭夫さんは、日本に定着している訳名を踏襲したと弁明し、今日、「絆」はふつう「連帯」の意味で用いられていることにも言及している。十一年前の刊行である。

里山

冒頭に書いた懇親会では、ある教授から「里山とは何なんだろう」という疑問がだされた。これも流行語の一つであるが、誰が使い始めたのか、変な使い方があつた、という話になった。「里山」が京都大学名誉教授だった四手井綱英しでいつなさんの造語であることを、たまたま知っていたわたしも、その用法が様変わりしていると感じていた。

気になった最初は、五年前、農山漁村文化協会の「日本の里山 日本の里海」六巻(2006〜07)をよんだ時である。農協観光営業部の編集らしいこのシリーズ名は「里山／里海」だが、巻名は全て「しり」なのだ。監修した学者は里山学・樹木学の専門家を自称する。

第一巻「郷土自慢にふれる里」の巻頭は「地域の自然への想いが守ってき世界遺産「知床」である。しかし、世界自然遺産として認定されたこの地は、半島の中ほどから岬まで、上陸・立ち入りは禁止されているのである。これでどうして「里」といえるだろう。

第二巻「伝統を受け継ぐ里」の一つ、埼玉県加須市は「こいのほりを描く里山」と題されている。そこに掲載された写真に山の影はなく、会の川が遠く流れる親水公園で鯉をあげる風景は、まさに関東平野のただなかの町であることを語っている。

この巻からもう一つ、「中山道の本山宿は、そば切り発祥の里」、塩尻市の本山宿ほんさんじゆくは木曾路の入口の宿場町であった。国道沿いに十メートルほどの木製の標識がたつ写真の正面に小高い山がみえる。キャプションは「本山宿は、山に囲まれた里山。」とある。このシリーズにはこのたぐい、里山と称するのに里としか解釈できない使用がいろいろある。

学部の懇親会から二週間後の三月廿四日午後三時ころ、書見に疲れてテレビをつけると、BSプレミアムで「魅力再発見! 里山1000大全集」という番組の最中であつた。

「里山」と聞くだけで心和むわたしは後半の三割ほどを見ることになった。写真家・今森光彦さんの推す里山も紹介されていたが、おかしなことに、山の見えない地域がいくつかあった。

宇多喜代子『里山歳時記』（NHKブックス 2004）は「田んぼのまわりで」と副題されている。はしがきによると、著者が里山について十分に配慮していることがよくわかるが、大半が「田んぼのまわり」の風物なのである。この書名と副題のありようは、この語の実態を象徴するよう思う。これらの例からみえてくるもの、それは、里・里山・山里の概念の曖昧化あるいは混同である。

「里山」は、四手井さんが半世紀前に思いついた造語だ、と本人はいろんな機会に語り、かつ書いている。『森に学ぶ——エコロジーから自然保護へ』（海鳴社 1993）には、「農家の裏山の丘陵か低山地帯の森林」とあり、森まゆみ『森の人 四手井綱英の九十年』（晶文社 2001）では、里山は昔から「外山」といわれてきたものだろうという。それをきくと、古今集歌「深山にはあられ降るらし外山なるまささきのかづら色づきにけり」などを思いだす。「みやま」は雅語であるが、外山は「端山」ともいわれ、さほど雅語

性は強くなかったらしくて地名に残った。対義語は「遠山／奥山」であろうか。

「里山」は十八世紀後半の文献などにもみえることが指摘されている。所三男『近世林業史の研究』（吉川弘文館 1980）に紹介された、木曾材木奉行の『木曾山雑話』（1759）に、尾張藩の所有ならぬ、村人の自由にできる山について、「家居近き山をさして里山と申候」とある。家の修理用材や薪木がとれる山を裏木曾ではそう呼んだのである。

『日本庶民生活史料集成』第十卷（三一書房 1970）所収の『鉄山必用記事』（1781）には、たたら製鉄用の炭をとる森林について、「木山は里山の木かよし、……里の山の木の小炭を遣へば、色つや光有て美しき也」とある。中国山地における用語である。

佐々木高明『日本文化の多様性』（小学館 2009）によると、奈良県の吉野山地では、村里から近い順に、サトヤマ、ウチヤマ、オクヤマ、ダケと区分する。サトヤマは集落周りの斜面にある畠や雑木林だという。

いずれも地域に即した自然な名づけによる語だといえよう。地方の文献や口碑を丹念に探したら、なお多く見いだ

せるに違いない。事実はそのとおりだとしても、四手井さんがそれらとは無関係に考えついたことは確かなようである。その最後の著書『森林はモリやハヤシではない 私の森林論』（ナカニシヤ出版 2006）の「私の里山論」の四つのエッセイには、そうした経緯にも言及して自身のちがいを明らかにしている。

「農用林」は人里近くにあり、一番の目的は農業用の肥料生産であった。木をきって煮炊きに使い暖をとり、残った灰をカリ肥料に使った。里山はすべて人手のはいった二次林であることが、ゴルフ場や宅地に転換される悲運にあった、と四手井さんはいう。

京都大学理学部助教時代に里山研究会を組織した田端英雄さんは、『里山の自然』（保育社 1997）で、四手井さんより幅広く用いる。時勢に対応した用法というべきで、里山林だけでなく、それに隣接する中山間地の水田やため池や用水路、茅場かむばなども含めた景観を里山とよぶことにする、としている。学界でも人による解釈の幅が大きかったのである。

環境保護運動との関わりで市民も広く口にする時代になってさらに多様に用いられた。日本自然保護協会は、「里

やま」と「里山」を区別する無茶をやっている（『生態学からみた里やまの自然と保護』講談社 2005）。かかる状態ゆえ専門語としての認定は遅れたらしい。近年ようやく採用され、『最新地理学用語辞典』（大明堂 2002）には、「集落近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた、人と関わりの深い森林、平地林。」とある。

国語辞典では、『広辞苑』が第四版にのせた。『岩波国語辞典』第七版（2009）の「人里に接した小山」から、『学研現代新国語辞典』（1994）の「人里に近く、雑木林・わき水・湿地などがある自然環境」まで繁簡がある。実際、雑木林ならぬ林も、湿地を抱えない里山もあるので、細かすぎる規定はかえって実態を説明しえないことがある。

農業・化学肥料の使用が広がり、薪炭にかわって石油が燃料の主力になるにつれて、里山の存在意義が薄れた。里をめぐる環境は大きく変化し、メダカが稀少種に、ホタルも珍しい昆虫になった。失って初めて知るその価値。環境保護の観点からすると、里も里山も区別する必要がなくなつたのである。そこに「里地」のうまれる契機があつた。この語はわたしにとって新語そのものである。

一昨年、愛知県で開かれた「生物多様性条約第十回締約

国会議」(COPP^{コップ}10)にむけて編まれた、環境省の『生物多様性国家戦略』(2010)の索引は、「里地里山」を五十数箇所あげている、これは「湿地/ウェットランド」の八十箇所次ぐ。同書の「用語集」には「里地里山」を

長い歴史の中で、さまざまな人間の働きかけを通じて

特有の自然環境が形成された地域であり、集落を取り

巻く二次林と人口林、農地、ため池、草地等で構成される地域概念。

と定義している。「里山」は、その会議と同時期に開催された「国連生きものの会議」でも紹介され、「SATOYAMA」として国際語になろうとしている。

広義の里山に対して抱く思いは人さまざま、各自の成育史に関わる。ある人は「兎追ひしかの山」であり、別の人は「小鮎釣りしかの川」でもありえよう。入り日薄れる菜の花畑や秋の夕日にもみじ照る山を含む人もあるかもしれない。田中伸彦さんは、文部省唱歌の名コンビ高野辰之・岡野貞一が、近代日本人の里山イメージ形成に重要な役割をはたしたという(日本林業技術協会編『里山を考える101のヒント』東京書籍 2000)。

四手井さんは上引の最後の著書に、自身の定義に固執す

る意思はないとし、「使用者がみずからその範囲を定義して使われればよいし、漠然とした一般用語として村里の裏山程度に思っ使われても文句はない」とかいている。わたしの里山観はこれに最も近い。

障がい者

先年、点訳の奉仕活動をしている人から、楽譜点訳に関する文章について一読を請われた。その原稿には「障がい(者)」と書かれて一貫していた。それはわたしの良しとする書き方ではないので、例えば「視覚不全(者)」とかへの変更を薦めたが、遂におりあいがつかなかった。同じころ、人権問題に関心をよせる人との間でこの語が話題になった。わたしより一回りほど年下の彼は、この「害」を本来の文字と思っ疑いをもつていなかった。当用漢字の普及後に学齢に達した人なら当然だろう。この語の考察は積年の課題なのだが、わたしは福祉に関しては全く無智なので荷が重かった。今回は失考覚悟で書く。以下、中立的な意味では《しょうがい(者)》と書くことがある。

太平洋戦争の傷痍軍人福祉対策事業に発した福祉施策の体系化が進む中で、「身体障害者福祉法」(1949)ができた。

これはいろいろな意味で画期的な法律であるが、「障害(者)」という語の固定と流通を決定的にした、負の遺産でもある。それ以前に心身の《しょうがい(者)》を指す総称は見あたらない。身体の上には「不具」「片端かたわ」が一般であつた。精神を病んだり知能の発達が遅れたりした人には、文字化が憚られるさまざまの称があり、地域や社会による変異も大きい。公にされる文章では、「盲啞癱疾」「盲聾瘖癩」(山尾庸三「盲啞学校創立につき建白」1871)、「盲聾啞癩」(楽善会訓盲所設立勸進広告)1876)、「癩癩白痴不具」(「改正小学校令」1890)のように羅列表記したようである。

しからば《しょうがい》はどこから来たのか。それは「障礙／障碍」からである。中世、『太平記』、学僧たちの講義録、公家の日記、節用集などの辞書類に、「シャウゲ」の音を負う「障礙」がみえる。字書によると、「礙」の俗字は「碍」、漢音ガイ、呉音ゲ、時には石偏のない字でも書かれた。日本には仏教語として、修業の妨げ・仏道の障りの意で入り、平安時代に呉音による形で定着したようだ。その用例、「天魔・外道、其レニ依テ障導ヲ可成シ」(今昔物語集 卷四の一)。

明治期、漢字語の呉音と漢音の交替現象が多くあつた。その流れで「ショウガイ」に変わったようである。『日本国語大辞典』第二版は「しょうがい【障害・障碍・障礙】」の項に、語義を「さまたげをすること。じゃまをすること。また、そのさまたげとなるもの。さわり。しょうげ。」とする。七つの用例のうち、近代のよみの確かなものは、『布令字弁』(1868〜72)の「障害 セウガイ ササワリソコナウ」、夏目漱石『吾輩は猫である』(1905)の「毫も内臓の諸機関に障害を生ぜず」だけである。森鷗外『金貨』(1909)の「或る関係に障碍を加へるものであるやうに感じた」の読みは、厳密には確定できない。

「碍」の呉音「ゲ」から漢音「ガイ」への交替を契機に「障害」が登場したようである。が、右の挙例はすべて文字どおりの義であつて、《しょうがい(者)》を指すものではない。同辞典が、現在の用例に相当する初出例にあげたのは、松本清張『或る「小倉日記」伝』(1952)の「神経系の障害であることは分つたが、病名は不明だった」である。

本項を書くために専門書を博搜したが、このことばとその表記については意外に淡泊で、収穫は多くなかった。最

も有効なのはインターネットのフリー百科事典『ウィキペディア』である。それによると、学術用語「障碍」の早い使用例は、樋口長市『欧米の特殊教育』(1924)である。「障害」については、福岡日日新聞(1917.1.20)の「此等の工場が障害者を生ずる事」、大阪毎日新聞(1921.12.17)の「一時に多数の障害者を出した」が確認される。この表記は新聞が先走ったようである。しかし、戦前のこうした使用は僅少だという。

明治初期の英和辞書に「障碍」をみると、ヘボン『和英語林集成』再版(1872)には、

SHŌ-GE, シヤウゲ, 障礙, (*yama*) *n.* Hindrance or obstruction to good fortune or obtaining one's desire, supposed to arise from the interposition of evil spirits. Syn. SAWARI, SAMATAJE.

とある。いかにもキリスト教宣教師らしい説明である。柴田昌吉・子安峻『附音英和字彙』(1873)には、「Obstacleの対訳語を、「妨碍、故障、障礙、障礙物」としている。

例えば、人の「通行を障碍する」と言い、その物を「障碍物」と言うのはまっとうな表現である。これを世話に言くと、「じゃままする」「じゃま物」である。後者は「英和字

彙」の訳のとおりである。これがまっとうな表現だからといって、肉体や精神などが不全な人を「障碍者」すなわち「じゃま者」と称することが許されていいわけがない。この人たちは「障碍せられた人」、すなわち「被障碍者」なのだから。

漢語「障碍」は類義の漢字を並置した連文構造の熟語で、「さまたげる、じゃま」の語義に疑問を挟む余地は全くない。古来、「障」の動詞としての訓は、他動詞「さふ」と自動詞「さはる」が代表であった。だが、当用漢字以降、「障」をめぐる状況は一変した。動詞「さわる」は、漢字「触」と「障」に書きわける方向に進んだ。しかも「触」は、「ニ格を取る動詞(例、肩が壁に触る)、ヲ格を取る動詞(例、男が体を触る)にわかれた。一方、「障」は自動詞に特化している(例、酒は体に障る)。そして「害」の訓は古来「クロス、ソコナフ、ヤブル」であった。

ことは、ガイが「害」の字で書かれることだけの問題ではない。だが、「障害者」の表記は、存在自体が社会にとって害であるように感じさせるという人が、当人の家族や周辺に多いらしい。本項の発端になった点訳者も周辺の人である。《しょうがい者》本人は、文字云々より実態が問

題だと考える傾向があるらしい。とまれ、「害」は差別的だという考えから、「害」の仮名書きが広がった。『ウィキペディア』によると、佐賀県知事は文化審議会等に「碍」を常用漢字に追加すべしと表明したという(2010.2)。現に、それを正式に実施する自治体もある。

ことばの好みは人さまざま、その書きようもいろいろで、「障がい」のような混ぜがきが気にならない人が多いから厄介である。わたしはこれが大嫌いである。高島俊男さんは、『本が好き、悪口言うのはもつと好き』(文春文庫 1998)の「いやじゃありませんかませ書きは」で、新聞から拾ったませ書き語「あ然、花き、さい銭、脱きゅう、ねつ造」など八十語ほどをあげている。

「障がい」が厄介なのは、これが国語審議会のお墨付きだということである。内閣告示「当用漢字表」(1946)の「使用上の注意事項」によって、「別のことばにかえる」(例、全貌↓全谷)や、「かな書きにする」(例、挨拶↓あいさつ)が広まった。「障害」はこれらに似ているようで異なる。それは、同審議会第一部会が三百数十語について提示した、「同音の漢字による書きかえについて」(1956)に拠っているからである。

「碍」は制限漢字なので、この字を含む熟語「障碍」「妨碍」について、同音字の「害」があてられた。これに限らず、同類には、既に半世紀余をへた慣用で気づかれない語が多い。「気迫」「崩壊」「脈拍」など、大半の語がそうではあるまいか。それへの対し方も人さまざまで、わたしは忌避する語と受けいれる語とあつて気まぐれである。

さて、「身体障害者福祉法」の制定は画期的なことであった。だが、本来異なる概念たる「障害」の語を用いて、人間としての通常の営みへの障りを負う人を称したことは、天につばするような失敗であった。以来、六十年間、無反省に過ぎたのは無念の極みである。おりしもパラリンピックの最中である。出場者たちの健闘ふりをみると、主に米国で disabled の婉曲語として用いられる challenged は言い得て妙だと思う。だが、これがすべての《しょうがい(者)》を覆うわけではない。

最後に我が夢想の提案を示す。

まず、事柄の《しょうがい》は「障碍」と表記する。「碍」が常用漢字外であることへの配慮は無用である。固有名を表記がそうであるように、必要は制限を超える。一方、人間としての通常の営みが障えられている《しょうがい

い者」には、障りを有する人の意で「有障者」ゆうしょうしゃが考えられる。障碍せられた人の意で「被障者」でもいい。医学や技術の進歩で克服できる障碍もあるのだから、一時的な障りを負う人という「故障者」をあてる手もある。これらを用いる一方、差別性のない新しい語を探し、あるいは作る運動を進めるべきである。

附記一 「障害(者)」の対概念として作られた奇態な語

「健常(者)」があるが、それは別に論ずべきだと考えて言及しなかった。

二 本稿を成すにあたって、西宮市にある社会福祉法人「新生会」作業所の高田嘉敬さんの御教示を仰ぐことがあった。

(二十二年九月 ほんとうの完)